

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則二一三（人事委員会事務局組織規則）の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則四一〇（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則七一二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則七一六（給料の調整額）の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則七一八（管理職手当）の一部を改正する規則 三
- 人事委員会規則七三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則 六
- 人事委員会規則七三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則 六
- 人事委員会規則七三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則 七
- 人事委員会規則七十四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則一一一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則 九
- 人事委員会規則一一二（公平委員会事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則 一〇

ページ

人事委員会

- 人事委員会処務規程の一部を改正する訓令 一一
- 人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令 一二
- 人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部委任の一部を改正する告示 一一
- 人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任の一部を改正する告示 一一
- 人事委員会の権限（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部委任の一部を改正する告示 一二

人事委員会規則二一三（人事委員会事務局組織規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則二一三

人事委員会規則二一三（人事委員会事務局組織規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、人事委員会規則二一三（人事委員会事務局組織規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「次長」を「副事務局長」に、

課長補佐	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、課の一部の事務を整理し課長を補佐するものとする。
------	--

総括課長補佐	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。
課長補佐	上司の命を受け、課の一部の事務を整理し、課長を補佐する。

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則四一〇（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則四一〇―十六

人事委員会規則四一〇（職員に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則四一〇（職員に関する規則）の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項第一号中「選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局に限る。」を削る。

別表第三標準的な職が部長、局長（企業局、議会事務局及び監査委員事務局に限る。）、教育監又は事務局長である職員の職の属する職制上の段階の項中「（企業局、議会事務局及び監査委員事務局に限る。）、教育監又は事務局長」を、「事務局長（選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局を除く。）」又は教育監」に、「次長（選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局を除く。）」又は教育次長」を「副部長、副局長、副事務局長又は副教育長」に改め、同表標準的な職が次長（選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局を除く。）」又は教育次長である職員の職の属する職制上の段階（警察本部にあつては、参事の属する職制上の段階）の項中「次長（選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局を除く。）」又は教育次長」を「副部長、副局長、副事務局長又は副教育長」に改め、同表標準的な職が課長又は局長（選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局に限る。）」である職員の職（警察本部にあつては、参事を除く。）の属する職制上の段階の項中「局長」を「事務局長」に、「次長（選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局に限る。）」を「次長」に改め、同表標準的な職が課長補佐又は次長（選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局に限る。）」である職員の職の属する職制上の段階の項中「（選挙管理委員会事務局及び宮城県漁業調整委員会事務局に限る。）」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七一二―六十八

人事委員会規則七一二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）に基づき、人事委員会規則七一二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。
第十一条第二項中「保健環境センター、環境放射線監視センター」を「環境放射線監視センター、保健環境センター」に改める。

第十三条第一項中「総務部消防課に所属する職員」を「復興・危機管理部消防課に所属する職員（同号イの業務に従事するものに限る。）」又は復興・危機管理部原子力安全対策課に所属する職員（同号ロの業務に従事するものに限る。）」に改め、同条第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「第十五条第一項第二号ワ」を「第十五条第一項第二号フ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十五条第一項第二号ル」を「第十五条第一項第二号ヌ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を削り、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「又は環境放射線監視センター（同号リの業務に限る。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「公害担当職員、」を「公害担当職員又は」に改め、「又は原子力安全対策課に所属する職員（同号リの業務に従事するものに限る。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 条例第十五条第一項第一号の規則で定める機関は、環境放射線監視センター（同号ロの業務に限る。）とする。
- 3 条例第十五条第一項第一号口の規則で定めるものは、人事委員会が認める業務とする。

第十四条第一項中「さわらび学園、子ども総合センター」を「子ども総合センター、さわらび学園」に改める。
第十六条第二項中「王城寺原補償工事事務所、畜産試験場」を「畜産試験場、王城寺原補償工事事務所」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一二―十六（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七一二―五十一

人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。
別表第一保健福祉部業務課の項の次に次のように加える。

水産林政部水産業振興課	(1)	漁業取締船に乗り組む船長及び機関長	二・五
	(2)	漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（①に掲げる職員を除く。）	一・五
環境放射線監視センター		環境放射線等の監視測定、測定方法に係る調査研究等に従事する職員	一

別表第一環境放射線監視センターの項を削り、同表畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

水産技術総合センター	(1)	漁業調査指導船に乗り組む船長及び機関長	二
	(2)	漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（①に掲げる職員を除く。）	一

別表第一県立の中学校及び高等学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の項の次に次のように加える。

宮 城 丸	(1)	海洋総合実習船に乗り組む船長及び機関長	二・五
	(2)	海洋総合実習船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（①に掲げる職員を除く。）	一・五

別表第一警察航空隊の項の次に次のように加える。

石 卷 警 察 署	(1)	警備艇に乗り組む船長及び機関長	二・五
	(2)	警備艇に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（①に掲げる職員を除く。）	一・五

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―十八―六十七

人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

危機管理監

を

危機管理推進局長
デジタル政策推進局長
副局長

に、「課長補佐及

び室長補佐」を「総括課長補佐及び総括室長補佐」に、

東京事務所	所	所	所	所	所	所	所
	所長	副所長	副所長	副所長	副所長	副所長	副所長
保健環境センター	所	所	所	所	所	所	所
環境放射線監視センター	所	所	所	所	所	所	所
	所長	副所長	副所長	副所長	副所長	副所長	副所長
	三種	四種	四種	四種	四種	四種	四種

を

東京事務所	所	所	所	所	所	所	所
	所長	副所長	副所長	副所長	副所長	副所長	副所長
保健環境センター	所	所	所	所	所	所	所
環境放射線監視センター	所	所	所	所	所	所	所
	所長	副所長	副所長	副所長	副所長	副所長	副所長
	三種	四種	四種	四種	四種	四種	四種

に、

計 量 検 定 所	高 等 技 術 専 門 校 (<small>仙 台 高 等 技 術 専 門 校 を 除 く</small>)	仙 台 高 等 技 術 専 門 校	障 害 者 職 業 能 力 開 発 校	農 業 大 学 校	公 園 管 理 事 務 所	農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	病 害 虫 防 除 所	家 畜 保 健 衛 生 所	王 城 寺 原 補 償 工 事 務 所
所	校	校	校	校	所	所	所	所	所
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
四種	四種	三種	四種	三種	六種	四種	四種	四種	四種

リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 支 援 セ ン タ ー	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー
所	所
長	長

リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 支 援 セ ン タ ー	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー
所	所
長	長

副 部	副 所
長	長
五種	四種

に

を

水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー （ <small>水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー 及 び 水 産 試 験 場 を 除 く</small> ）	水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー （ <small>水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー 及 び 水 産 試 験 場 を 除 く</small> ）	林 業 技 術 総 合 セ ン タ ー	畜 産 試 験 場	古 川 農 業 試 験 場	農 業 ・ 園 芸 総 合 研 究 所	産 業 技 術 総 合 セ ン タ ー
部	技 術 副 所 長	副 所 長	部	部	所	部
長	長	長	長	長	長	長
五種	四種	五種	四種	四種	三種	一種

を

古川農業試験場	農業・園芸総合研究所		農業改良普及センター	農業大学校	松島公園管理事務所	障害者職業能力開発校	仙台高等技術専門学校	高等技術専門学校(仙台高等技術専門学校を除く)	計量検定所	産業技術総合センター				水産技術総合センター 内水面水産試験場
	部長(総務部長及び企画調整部長を除く)	副所長	所長	副校長	校長	校長	副校長	校長	所長	部長	局長	副所長	所長	場長
	五種	四種	三種	四種	四種	三種	六種	四種	三種	四種	五種	四種	三種	一種
	三種													四種

に

労働委員会事務局	労働委員会事務局			水産技術総合センター 内水面水産試験場		水産技術総合センター 気仙沼水産試験場		水産技術総合センター (気仙沼水産試験場及び内水面水産試験場を除く)			王城寺原補償工事事務所		畜産試験場		家畜保健衛生所		病虫害防除所			
	次長	理事	局長	部長	所長	部長	部長	技術副所長	副所長	所長	所長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	副場長
	五種	四種	四種	四種	四種	四種	四種	五種	四種	三種	四種	五種	四種	四種	四種	四種	四種	五種	四種	四種

を

理 事
副 事 務 局 長

に、「課長補佐」を「総括課長補佐」に、

取用委員会事務局	局 長
地 方 機 関	研 究 管 理 監
	四 種

を

地 方 機 関	研 究 管 理 監	四 種
---------	-----------	-----

に、「次長、副園長、副校長、部次長及

び局次長」を「総括次長、副園長、副校長、部総括次長及び局総括次長」に改め、同表県議会の項中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に、「課長補佐」を「総括課長補佐」に改め、同表教育委員会の項中「教育次長」を「副教育長」に、「課長補佐及び室長補佐」を「総括課長補佐及び総括室長補佐」に、「次長」を「総括次長」に改め、同表人事委員会の項中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に、「課長補佐」を「総括課長補佐」に改め、同表監査委員の項中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に、「課長補佐」を「総括課長補佐」に改め、同表県警察の項中「術科指導室長」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―三十一―二十四

人事委員会規則七―三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十一（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

一 環境放射線監視センター

二 保健環境センター

第四条第七号及び第八号を次のように改める。

七 水産技術総合センター

八 林業技術総合センター

第六条第二号中「保健福祉事務所、食肉衛生検査所、動物愛護センター」を「食肉衛生検査所、動物愛護センター、保健福祉事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―三十三―六十九

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一行政職給料表の項中、「局長又は支所長」を「又は局長」に改め、「監査官」の次に、「管理官」を「給与調査官」の次に、「採用調査官」や「危機管理監」の次に「又はデジタル政策推進課」を加え、同表公安職給料表の項中、「職務管理教養官」を削り、同表研究職給料表の項中「次長」を「課長」に改め、同表医療職給料表(一)の項中

「 一 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術次長の職務」を

「 一 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術次長次長又は技術次長の職務」に、「主任主査」を「技術主任主査」に、

3 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術次長の職務

を

3 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務

を「行う次長」や「行う副部長」

に改め、同表医療職給料表()の項中「次長」を「総括次長」に改める。

別表第二イの表備考第二項を削り、同表備考第三項中「前2項」を「前項」に改め、「及び船員」を削り、同項を同表備考第二項とする。

別表第六イの表船員の項を次のように改める。

船 員	大 学 卒	1級41号俸
	短 大 卒	1級31号俸
	高 校 卒	1級21号俸
	中 学 卒	1級9号俸

別表第六イの表備考第二項を次のように改める。

2 職種欄の「船員」は、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員を示す。

別表第六イの表備考第三項中「及び船員」を削り、「備考第3項」を「備考第2項」に改め、同表備考第四項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間において新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、改正後の規則七―三十三(以下「改正後の規則」という。)及び附則第四項から第七項までの規定による初任給として受けるべき号俸が改正前の規則七―三十三の規定による初任給として受けるべき号俸に達しない職員の、初任給として受けるべき号俸については、なお従前の例によることができる。

3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる号俸に決定された職員の経験年数については、なお従前の例による。(令和七年三月三十一日までの間における船員の初任給基準に関する特例)

4 施行日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の規則別表第六イの表船員の項の規定の適用については、同項中「1級41号俸」とあるのは「1級33号俸」であり、「1級23号俸」及び「1級21号俸」とあるのは「1級13号俸」及び「1級9号俸」とあるのは「1級5号俸」とする。

5 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後の規則別表第六イの表船員の項の規定の適用については、同項中「1級41号俸」とあるのは「1級35号俸」及び「1級31号俸」とあるのは「1級25号俸」及び「1級21号俸」とあるのは「1級15号俸」及び「1級9号俸」とあるのは「1級7号俸」とする。

6 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の規則別表第六イの表船員の項の規定の適用については、同項中「1級41号俸」とあるのは「1級37号俸」及び「1級31号俸」とあるのは「1級27号俸」及び「1級21号俸」とあるのは「1級17号俸」となる。

7 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における改正後の規則別表第六イの表船員の項の規定の適用については、同項中「1級41号俸」とあるのは「1級39号俸」及び「1級31号俸」とあるのは「1級29号俸」及び「1級21号俸」とあるのは「1級19号俸」となる。

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―三十九―四十四

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

別表一級の項中

七ヶ宿町立七ヶ宿小学校

川崎町立前川小学校

丸森町立大張小学校

刈田郡七ヶ宿町字利津保一六番地一

柴田郡川崎町大字前川字大森一一一番地四

伊具郡丸森町大張川張字宮田二五番地

を

「七ヶ宿町立七ヶ宿小学校
丸森町立大張小学校

刈田郡七ヶ宿町字利津保一六番地一
伊具郡丸森町大張川張字宮田二五番地

に改め

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―百四十一―三

人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）に基づき、人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表備考第二項を削り、同表備考第三項中「前2項」を「前項」に改め、「及び船員」を削り、同項を同表備考第二項とする。

別表第五イの表船員の項を次のように改める。

船員	大学卒	1級1号俸
	短大卒	1級1号俸
	高校卒	1級1号俸
	中学卒	1級1号俸

別表第五イの表備考第二項を次のように改める。

2 職種欄の「船員」は、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員を示す。

別表第五イの表備考第三項中「及び船員」を削り、「備考第3項」を「備考第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間において新たに職員となった者のうち、改正後の規則七―百四十の規定による初任給として受けるべき号俸が改正前の規則七―百四十の規定による初任給として受けるべき号俸に達しない職員、初任給として受けるべき号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則八―五―四十四

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二十七号を次のように改める。

二十七 職員が不妊治療等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 歴年六日以内で必要と認められる期間

第二十二条第二項中「及び第十九号から第二十一号まで」を「、第十九号から第二十一号まで及び第二十七号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則八一六―四十一

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。第二十条第一項第二十七号を次のように改める。

二十七 職員が不妊治療等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 暦年六日以内で必要と認められる期間

第二十二条第二項中「及び第十九号から第二十一号まで」を「第十九号から第二十一号まで及び第二十七号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則十一―一四十七

人事委員会規則十一―一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定により、人事委員会規則十一―一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一議事事務局の項中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐（人事、給与、服務その他の勤務条件を担当する職に限る。）」に改め、総務課の規定中「副参事」の次に、「総括課長補佐」を加え、同表知事部局の項中「次長 危機管理監」を「危機管理監 デジタル政策推進監 副部長 副局長」に、「課長補佐（総括担当） 室長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐及び総括室長補佐（人事、給与、服務その他の勤務条件を担当する職に限る。）」に改め、秘書課から管財課までの規定中「副参事」の次に、「総括課長補佐」を加え、

「震災復興・企画総務課 副参事、課長補佐、主幹及び主任 主査（部内人事労務管理業務を総括する職に限る。）」

を

復興・危機管理総務課 副参事、課長補佐、主幹及び主任 主査（部内人事労務管理業務を総括する職に限る。）

に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育

企画総務課 副参事、課長補佐、主幹及び主任 主査（部内人事労務管理業務を総括する職に限る。）」

次長」を「副教育長」に、「課長補佐（総括担当） 室長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐及び総括室長補佐（人事、給与、服務その他の勤務条件を担当する職に限る。）」に改め、総務課の規定中「副参事」の次に、「総括課長補佐」を加え、同表選挙管理委員会事務局の項中「局長」を「事務局長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐（人事、給与、服務その他の勤務条件を担当する職に限る。）」に改め、総務課の規定中「副参事」の次に、「総括課長補佐」を加え、「公平審査」に改め、同表監査委員事務局の項及び労働委員会事務局の項中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐（人事、給与、服務その他の勤務条件を担当する職に限る。）」に改め、同表採用委員会事務局の項及び海区漁業調整委員会事務局の項中「局長」を「事務局長」に改める。

別表第二共通の項中「次長（総括担当）」を「総括次長（人事、給与、服務その他の勤務条件を担当する職に限る。）」に改め、同表防災ヘリコプター管理事務所の項の次に

「環境放射線監視センター 所長」

を加え、同表保健環境センターの

項中「企画総務部次長（総括担当）」を削り、同表環境放射線監視センターの項を削り、同表高等看護学校の項中「副校長（総括担当）」を「副校長」に改め、同表さわらび学園の項中「副園長（総括担当）」を「副園長」に改め、同表産業技術総合センターの項中「事務局長」を「局長」に改め、同表農業・園芸総合研究所の項中「総務部次長（総括担当）」を削り、

「林業技術総合センター 所長 副所長 場長」

を

「水産技術総合センター 所長 副所長 場長」

に改める。

「林業技術総合センター 所長」

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則十一―二―七十五

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定により、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一気仙沼市の項中「震災復興・総合企画係長」の次に「行財政改革推進室主任」を、児童

館の規定の次に「幼稚園 園長」を加え、市立病院から市立病院附属看

幼稚園
園長

護専門学校までの規定を削り、幼稚園の規定を

気仙沼中央 給食センター
所長 所長補佐

に改め、

同表白石市の項中「会計管理者 部長 課長 室長 参事（課長補佐の職を兼ねる者に限る。）」を「部長 会計管理者 理事 参事 課長 室長 副参事（課長補佐の職を兼ねる者に限る。）」に、「企画情報課関係」を「企画政策課関係」に、「企画係長」を「企画政策係長」に、「課長 参事（課長補佐の職を兼ねる者に限る。）」を「課長 副参事（課長補佐の職を兼ねる者に限る。）」に改め、同表角田市の項中「秘書広報係長」を「秘書係長」に、「企画財政課関係」を「財政課関係」に、「行革情報係長」を「行財政改革係長」に改め、同表多賀城市の項中「部長 市長公室長 次長 会計管理者 局長 課長 理事 副理事 参事」を「部長 市長公室長 次長 会計管理者 局長 課長 室長 理事 副理事 参事」に改め、同表岩沼市の項中「火葬場」を「斎場」に改め、同表大崎市の項中「世界農業遺産推進監」を「新型コロナウイルス感染症対策局長」に、「人材育成課」を「（人材育成課）」に改め、総合支所の規定中「副参事」の次に「技術副参事」を加え、子育てわくわく

ランドの規定の次に

夜間急患センター
事務長

を加え、「部長 参事 課長 室

長 副参事」を「部長 参事 技術参事 課長 室長 副参事 技術副参事」に改め、農業委員会の規定中「事務局長」の次に「事務局次長」を加え、同表七ヶ宿町の項中「室長」の次に「専門監

を加え、同表利府町の項中

課長 室長 班長

を

部長 課長 室長 (総務課関係)
総務係長 人事係長 主幹 主査、主任及び主事 (職員の仕事、給与、勤務その他の勤務条件の事務を担当する職に限る。)
(財務課関係)
(財政係長)
(秘書政策課関係)
秘書広報係長 政策係長

に改

め、保育所の規定の次に

子ども家庭センター
所長

を加え、

事務局 教育次長 課長 班長

を

事務局 部長 課長
学校給食センター
所長
総合体育館
館長

に改

め、同表南三陸町の項中「事務次長」を削り、

事務局 課長

を

事務局 事務局長

に改め、公民館から学校給食センターまでの規定を削

る。
別表第二大崎地域広域行政事務組合の項中「局長」の次に「参事」を、「課長」の次に「副参事」を加え、同表白石市外二町組合の項中「事務部長」の次に「次長」を加え、「経理課長補佐」を削り、「経理課財政係長」を「総務課財政係長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次長」を「副事務局長」に、「総括担当を命ぜられた課長補佐（以下「課長補佐（総括担当）」という。）」を「総括課長補佐」に改める。

第五条第一項及び第二項中「次長」を「副事務局長」に改める。

第五条の二（見出しを含む。）中「次長」を「副事務局長」に改める。

第六条中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

別表第一次長の項中「次長」を「副事務局長」に改め、同項ハ中「、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から」を「及び第十六号から」に改め、同項チ中「（同条第七号に掲げる場合にあつては、事務局長が別に定める場合に限る。）」を削り、同表課長の項第一号ハ及びニ中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同号チ中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同号ヌ中「第二十六号から第二十八号まで及び第二十八号から」を「及び第十六号から」に改め、同号ヌ中「第二十七号及び」を削り、同号ヲ及びネ中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同号ラ中「（同条第七号に掲げる場合にあつては、事務局長が別に定める場合に限る。）」を削り、同号ハ中「次長」を「副事務局長」に改め、同項第三号中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同表課長補佐（総括担当）の項各号列記以外の部分中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同項第一号イ及びロ中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同号ハ中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に、「第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から」を「及び第十六号から」に改め、同号ニ及びホ中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同号ヘ中「次長」を「副事務局長」に改め、同項第三号中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県人事委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表上欄及び下欄中「次長」を「副事務局長」に改め、同表上欄中「課長補佐」を「総括課長補佐、課長補佐」に改める。

第三条の表上欄中「次長」を「副事務局長」に改め、同表下欄中「局長」を「事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第五号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十三年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

一 二の(二)中「第十三条第九項」を「第十三条第三項」に改め、同(三)中「第十三条第十項」を「第十三条第十二項」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

令和三年四月一日

○人事委員会告示第六号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平

成十五年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

一 二の四中「別表第二級別資格基準表のイの備考第三項」を「別表第二級別資格基準表のイの備考第二項」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

令和三年四月一日

○人事委員会告示第七号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、令和元年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和三年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

一 二の(9)中「別表第一級別資格基準表のイの備考第三項」を「別表第一級別資格基準表のイの備考第二項」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

令和三年四月一日